



鳥取県公報

平成14年 2月 8日(金)
号外第12号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則(2)(医務薬事課)..... 1
-----	---

——— 公布された規則のあらまし ———

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

- 次に掲げる規則について、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
 - 医師法施行細則
 - 歯科医師法施行細則
 - 保健婦助産婦看護婦法施行細則
 - 歯科衛生士法施行細則
 - 栄養士法施行細則
- この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成14年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第2号

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(医師法施行細則の一部改正)

第1条 医師法施行細則(昭和24年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」)

という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号。以下「規則」という。)第1条の3、第3条、第4条、第6条及び附則第26条の規定による申請若しくは届出の書類は、これを2通提出しなければならない。</p>	<p>第2条 医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号。以下「規則」という。)第1条、第3条、第4条、第6条、第9条及び附則第26条の規定による申請若しくは届け出の書類はこれを2通提出しなければならない。</p> <p>第3条 規則第8条第1項の規定による届出書は別記書式によらなければならない。</p> <p>別記書式</p> <p style="text-align: center;">医師住所異動届</p> <p>本 籍 旧住所 新住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>1 異動年月日 2 医籍登録年月日 3 医籍登録番号 4 医師免許資格及び(年月日何々大学(学校)卒業 その取得年月日(年月日医師国家試験合格</p> <p>右のとおり住所異動したからお届けする。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>鳥取県知事 様</p>

(歯科医師法施行細則の一部改正)

第2条 歯科医師法施行細則(昭和24年鳥取県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号。以下「規則」という。）第1条の3、第3条、第4条、第6条及び附則第24条の規定による申請若しくは届出の書類は、これを2通提出しなければならない。</p>	<p>第2条 歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号。以下「規則」という。）第1条、第3条、第4条、第6条、第9条及び附則第24条の規定による申請若しくは届け出の書類はこれを2通提出しなければならない。</p> <p>第3条 規則第8条第1項の規定による届け出は別記書式によらなければならない。</p> <p>別記書式</p> <p style="text-align: center;">歯科医師住所異動届</p> <p>本 籍 旧住所 新住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>1 異動年月日 2 歯科医籍登録年月日 3 歯科医籍登録番号 4 歯科医師免許資格及びその取得年月日 (年月日何々大学(学校)卒業 年月日歯科医師国家試験合格)</p> <p>右のとおり住所異動したからお届けする。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p>

(保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部改正)

第3条 保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和56年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(准看護婦免許証の様式)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する准看護婦免許証は、様式第2号のとおりとする。</p>	<p>(准看護婦免許証の様式)</p> <p>第3条 法第13条第2項に規定する准看護婦免許証は、様式第2号のとおりとする。</p>

(歯科衛生士法施行細則の一部改正)

第4条 歯科衛生士法施行細則（昭和58年鳥取県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許証の様式)</p> <p>第2条 法第6条第2項に規定する歯科衛生士免許証(以下「免許証」という。)は、様式第1号のとおりとする。</p>	<p>(免許証の様式)</p> <p>第2条 法第7条第2項に規定する歯科衛生士免許証(以下「免許証」という。)は、様式第1号のとおりとする。</p>

(栄養士法施行細則の一部改正)

第5条 栄養士法施行細則(昭和27年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">栄養士免許申請書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>職 氏 名 様</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 35%;"> <p style="text-align: center;">収入証紙 はり付け欄</p> </div> </div> <p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行規則第1条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本 籍 地 都道府県名(国籍)</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し (<u>戸籍の表示(本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨)を記載したものに限る。</u>)又は外国人登録証明書の写し</p> <p>注 略</p>	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">栄養士免許申請書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>職 氏 名 様</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 35%;"> <p style="text-align: center;">収入証紙 はり付け欄</p> </div> </div> <p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行規則第1条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本 籍 地 都道府県名(国籍)</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>3 精神病又は伝染性の疾病の有無を証する医師の診断書</p> <p>注 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。